

頁	旧	新	摘要												
1	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 3 他の計画との関係</p> <p>(1) 国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、<u>さらに</u>県の定める「愛知県地域防災計画」は、<u>本計画と同様、法に基づくものであり、基本的な趣旨を同じくしている。</u> <u>また、本町における災害に際しては国及び県と共同して事業にあたる必要がある。そのため、災害対策基本法及び国・県の計画と本計画とは、一体をなすものであり、計画の内容については十分に調整を行うものとする。</u></p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 3 他の計画との関係</p> <p>(1) 国の定める「防災基本計画」及び「防災業務計画」、県の定める「愛知県地域防災計画」<u>と十分な整合を図るものとする。</u></p>	表記の整理												
5	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難<u>行動を支援</u>するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 <u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。												
10	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td><u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10)～(11) (略)</u> <u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る<u>危険物又はその施設、電気施設、ガス</u>施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	<u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10)～(11) (略)</u> <u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、電気施設、ガス</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(削除) <u>(9)～(10) (略)</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>高圧ガス、液化石油ガス、<u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u>等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海農政局	(削除) <u>(9)～(10) (略)</u> (削除)	中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u> 等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。	本省対応に変更されたことによる修正
機関名	内 容														
東海農政局	<u>(9) 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u> <u>(10)～(11) (略)</u> <u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u>														
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る <u>危険物又はその施設、電気施設、ガス</u> 施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。														
機関名	内 容														
東海農政局	(削除) <u>(9)～(10) (略)</u> (削除)														
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、 <u>火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス</u> 等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。														

頁	旧		新		摘要
11	東海総合通信局	(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	東海総合通信局	(2) 災害時における電気通信 <u>及び放送</u> の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。	表記の整理
16	6 指定地方公共機関		6 指定地方公共機関		表記の整理 業務内容の変更に伴う修正
	機関名	内 容	機関名	内 容	
17	一般社団法人愛知県トラック協会	(1) <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> (2) 災害応急活動のため各機関からの <u>車両借上げ</u> 要請に <u>対し配車を実施</u> する。	一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係</u> 機関からの <u>緊急輸送</u> 要請に <u>対応</u> する。	
	愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>(追加)</u>	愛知県道路公社 <u>※、名古屋高速道路公社</u>	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 <u>※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う。</u>	
24	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第3節 企業防災の促進 2 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>また、</u> 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の		第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第3節 企業防災の促進 2 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、 <u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、</u> 各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>とともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u> 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。		防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

頁	旧	新	摘要												
	実施に協力するよう努める。														
28	第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 3 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認め <u>られるもの</u> を、浸水被害軽減地区として指定する事ができる。	第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 3 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認め <u>たときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、</u> 浸水被害軽減地区として指定する事ができる。 <u>また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正												
31	第3節 浸水想定区域における対策 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 町地域防災計画付属資料にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。	第3節 浸水想定区域における対策 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、</u> 町地域防災計画付属資料にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正												
31	第4節 農地防災対策 1 町、東海農政局、県（農林<u>水産部</u>）及び土地改良区における措置 (略)	第4節 農地防災対策 1 町、東海農政局、県（農林<u>基盤局</u>）及び土地改良区における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正												
32	第3章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:35%;">機 関 名</th> <th style="width:50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策</td> <td>町（消防本部）、 県（<u>防災局、健康福祉部</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	町（消防本部）、 県（ <u>防災局、健康福祉部</u> ）	(略)	第3章 事故・火災等予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:35%;">機 関 名</th> <th style="width:50%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策</td> <td>町（消防本部）、 県（<u>防災安全局、保健医療局</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	町（消防本部）、 県（ <u>防災安全局、保健医療局</u> ）	(略)	愛知県の組織再編に伴う修正
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	町（消防本部）、 県（ <u>防災局、健康福祉部</u> ）	(略)													
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
第3節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	町（消防本部）、 県（ <u>防災安全局、保健医療局</u> ）	(略)													
35	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 1 町及び県（防災局、<u>健康福祉部</u>）における措置 (略)	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策 1 町及び県（防災<u>安全局</u>、<u>保健医療局</u>）における措置 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正												
52	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 広域連携、民間連携の促進 町、県（ <u>環境部</u> ）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 (2) 広域連携、民間連携の促進 町、県（ <u>環境局</u> ）及び中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関	愛知県の組織再編に伴う修正												

頁	旧	新	摘要
	する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。	する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。	
53	<p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
53	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 町における措置</p> <p>町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等に<u>対して</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	<p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 町における措置</p> <p>町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等が、<u>災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。</u>また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
55	<p>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>町は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(7) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水な</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>町は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきこと<u>や、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があること</u>にも留意すること</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</p> <p>(7) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水な</p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。

頁	旧	新	摘 要
	<p>どの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p>	<p>どの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に</u>、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p>	
56	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 町の避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の<u>勧告又は指示</u>を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 町の避難計画 町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難<u>勧告等</u>を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所<u>開放</u>、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する</p>	<p>表記の整理 防災基本計画の修正 (H30.6)に伴う修正</p>
57	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 町及び県における措置 町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 <u>また、防災カルテは、各自主防災組織において、危険箇所等に関する情報を整理して作成するもので、地域の危険を確認することなど、防災知識の普及の一環として実施する。</u></p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発 1 町及び県における措置 町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘 要
58	<p><u>なお、町において防災カルテの雛型を作成する。</u> <u>また、予防対策の推進のため、防災マップ、洪水ハザードマップの全戸配布を行う。</u></p> <p>(2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p>(2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと ・<u>町長から〔警戒レベル5〕災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u></p> <p>(3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
65	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設(滞在場所)</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
	<p>第9章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1 町及び県における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 応援協定の締結等 町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等</p>	<p>第9章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 1 町及び県における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 応援協定の締結等 町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等</p>	

頁	旧	新	摘要
67	<p>と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。</p> <p>他方、本町以外において災害が発生した場合にも相互応援協定等に基づいて支援を行う。</p> <p>また、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。</p> <p>他方、本町以外において災害が発生した場合にも相互応援協定等に基づいて支援を行う。</p> <p>また、民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
73	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 町、県及び蟹江警察署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 警報等や避難<u>指示(緊急)</u>等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や<u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 町、県及び蟹江警察署における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>町は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容</p> <p>カ 警報等発表時や避難勧告<u>等</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>表記の整理</p>
74	<p>第3節 防災のための教育 1 町、県及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p>	<p>第3節 防災のための教育 1 町、県及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u></p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>

頁	旧	新	摘要												
		果的に行うよう配慮する。													
95	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難の勧告・指示等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難の勧告・指示等	(略)	(略)	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 避難勧告等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 避難勧告等	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第2節 避難の勧告・指示等	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第2節 避難勧告等	(略)	(略)													
95	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。 (略)</p> <p>2 洪水予報 (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（<u>該当する警戒レベル相当情報含む</u>）。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。 (略)</p> <p>2 洪水予報 (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは <u>（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>(2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは <u>（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</u>は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。												
96	<p>3 洪水に係る水位情報の周知 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久</p>	<p>3 洪水に係る水位情報の周知 県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久</p>													

頁	旧	新	摘 要
96 102	<p>比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年 6 月 1 日からの運用について記載）</p> <p>※ ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p> <p>5 気象警報等の種類と発表基準</p> <p>(2) 火災気象通報</p> <p>ア 実施官署等</p> <p>表中：通報先</p> <p>愛知県防災局消防保安課</p>	<p>比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（<u>警戒レベル4相当情報 [洪水]</u>）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年 6 月 1 日からの運用について記載）</p> <p>※ ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。</p> <p>5 気象警報等の種類と発表基準</p> <p>(2) 火災気象通報</p> <p>ア 実施官署等</p> <p>表中：通報先</p> <p>愛知県防災局<u>安全</u>局消防保安課</p>	
103 104	<p>8 気象警報等の伝達系統</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>(注)</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>2 <u>気象庁本庁</u>から西日本電信電話㈱には特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報</p> <p>(避難判断水位、氾濫危険水位、(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)</p> <p>知事が通知する水位周知河川(避難判断水位到達情報、氾濫危険水位、(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)</p>	<p>8 気象警報等の伝達系統</p> <p>図1 気象・水象に関する特別警報・警報等</p> <p>(注)</p> <p>1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路</p> <p>2 <u>名古屋地方気象台</u>から西日本電信電話㈱には特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>図4 水位周知河川の水位情報</p> <p>(避難判断水位、氾濫危険水位、(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)</p> <p>知事が通知する水位周知河川(避難判断水位、<u>警戒レベル3相当情報 [洪水]</u>、氾濫危険水位、(洪水特別警戒水位、<u>警戒レベル4相当情報 [洪水]</u>)、氾濫発生、<u>警戒レベル5相当情報 [洪水]</u>)</p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>
105	<p>第2節 避難勧告等</p> <p>町における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>避難勧告等に強制力は無く、住民自らの判断による自主的な避難が求められる。住民が適時適確な避難行動を判断できるように必要な情報を提供する。</p>	<p>第2節 避難勧告等</p> <p>町における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>避難勧告等に強制力は無く、住民自らの判断による自主的な避難が求められる。住民が適時適確な避難行動を判断できるように必要な情報を提供する。</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定</p>

頁	旧	新	摘要
106	<p><u>ア</u> 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が<u>発生し、又は</u>発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、<u>必要に応じ</u>、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p><u>ウ</u> <u>屋内安全確保</u> <u>周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、</p>	<p><u>安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p><u>ア</u> <u>〔警戒レベル5〕災害発生情報</u> <u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水等の災害が実際に発生している状況を町が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p><u>イ</u> <u>〔警戒レベル4〕避難勧告・避難指示（緊急）</u> 気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な<u>〔警戒レベル4〕</u>避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> <u>〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、<u>〔警戒レベル3〕</u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。 <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者避難開始を発令する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫</p>	<p>(H31.3) に伴う修正。</p>

頁	旧	新	摘要
	対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。	
112	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統</p> <p>(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p>	巡視中の二次被害防止のための追記。
126	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部（海部県民センター）へも連絡すること。</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統</p> <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災<u>安全</u>局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部海部支部（海部県民センター）へも連絡すること。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
126	<p><u>災害派遣の受入れ</u> (1)～(2) (略)</p>	<p>(削除) (1)～(2) (略)</p>	表記の整理
136	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 町における措置</p> <p>町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ以下の点について県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。 (連絡先) 愛知県防災局消防保安課防災航空グループ</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 町における措置</p> <p>町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ以下の点について県（防災<u>安全</u>局消防保安課防災航空グループ）に電話等により速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。 (連絡先) 愛知県防災<u>安全</u>局消防保安課防災航空グループ</p>	

頁	旧	新	摘要																				
143	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>町</td> <td>1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	区分	機関名	主な措置	第2節 道路施設対策	町	1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路^等の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>町</td> <td>1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路^等の機能確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 ^等 の機能確保	区分	機関名	主な措置	第2節 道路施設対策	町	1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 ^等 の機能確保	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
機関名	被害発生中																						
町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																						
区分	機関名	主な措置																					
第2節 道路施設対策	町	1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																					
機関名	被害発生中																						
町	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 ^等 の機能確保																						
区分	機関名	主な措置																					
第2節 道路施設対策	町	1(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 ^等 の機能確保																					
145	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 蟹江警察署における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式1「緊急通行車両等確認届出書」を県（尾張方面本部海部支部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当^部局等に提出するものとする。</p>	<p>第1節 道路交通規制等</p> <p>1 蟹江警察署における措置</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式1「緊急通行車両等確認届出書」を県（尾張方面本部海部支部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当局等に提出するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																				
146	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>ア（略） イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線^{及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）}について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ～エ（略）</p>	<p>第2節 道路施設対策</p> <p>1 町における措置</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路^等の機能確保</p> <p>ア（略） イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 ウ～エ（略）</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>表記の整理</p>																				
	<p>第8章 水害防除対策</p> <p>第1節 水防</p>	<p>第8章 水害防除対策</p> <p>第1節 水防</p>																					

頁	旧	新	摘要
<p>152</p> <p>153</p>	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>キ 緊急通行</p> <p><u>水防団等</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者における措置</p> <p>(2) 水防活動</p> <p>キ 緊急通行</p> <p><u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u></p> <p><u>(ア) 必要な土地の一時使用</u></p> <p><u>(イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは取用</u></p> <p><u>(ウ) 車両その他の運搬用機器の使用</u></p> <p><u>(エ) 排水用機器の使用</u></p> <p><u>(オ) 工作物その他の障害物の処分</u></p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における取用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<p>157</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を開設するものとし、民生対策部に避難所の開設を指示する。</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の開設・運営</p> <p>1 町における措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を一時的に滞在させるための施設として、避難所を開設するものとし、民生対策部に避難所の開設を指示する。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
<p>161</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 町及び県における措置</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>1 町及び県における措置</p>	

頁	旧	新	摘要
	<p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p>	<p>(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等</p> <p>町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
165	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第2節 食品の供給</p> <p>（略）</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p> <p>図中：愛知県知事（<u>農林水産部</u>食育消費流通課）</p>	<p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>第2節 食品の供給</p> <p>（略）</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p> <p>図中：愛知県知事（<u>農業水産局</u>食育消費流通課）</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
182	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 町、県及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>第6節 通信施設の応急措置</p> <p>1 町、県（<u>防災安全局、総務局</u>）及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切り替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
185	<p>第14章 航空災害対策</p> <p>第1節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>2 伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>図中：愛知県<u>振興部</u>航空対策課</p>	<p>第14章 航空災害対策</p> <p>第1節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</p> <p>2 伝達系統</p> <p>(1) 民間航空機の場合</p> <p>図中：愛知県<u>建設局</u>航空対策課</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

頁	旧	新	摘要																
186	<p>図中：愛知県防災局 図中：愛知県健康福祉部医務課</p> <p>(2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県防災局 図中：愛知県健康福祉部医務課</p>	<p>図中：愛知県防災安全局 図中：愛知県保健医療局医務課</p> <p>(2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県防災安全局 図中：愛知県保健医療局医務課</p>																	
188	<p>第15章 鉄道災害対策 第1節 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	<p>第15章 鉄道災害対策 第1節 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災安全局</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																
191	<p>第16章 道路災害対策 第1節 道路災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	<p>第16章 道路災害対策 第1節 道路災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災安全局</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																
192	<p>第17章 危険物及び毒物劇物等科学薬品類災害対策 ■ 主な機関の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td></td> <td>(略) ○危険物所有者への危害防止措置の命令 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	町		(略) ○危険物所有者への危害防止措置の命令 (略)		<p>第17章 危険物及び毒物劇物等科学薬品類災害対策 ■ 主な機関の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町</td> <td></td> <td>(略) ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	町		(略) ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 (略)		表記の整理
機関名	事前	被害発生中	事後																
町		(略) ○危険物所有者への危害防止措置の命令 (略)																	
機関名	事前	被害発生中	事後																
町		(略) ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 (略)																	
193	<p>第1節 危険物等施設 2 町における措置 (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者に対する危険防止</p>	<p>第1節 危険物等施設 2 町における措置 (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危険防止措置の指示</p>	表記の整理																
205	<p>第20章 大規模な火事災害対策 第1節 大規模な火事災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	<p>第20章 大規模な火事災害対策 第1節 大規模な火事災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災安全局</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																
	<p>第4編 災害復旧・復興 第3章 災害廃棄物処理対策 第1節 廃棄物処理計画 1 町における措置 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p>	<p>第4編 災害復旧・復興 第3章 災害廃棄物処理対策 第1節 廃棄物処理計画 1 町における措置 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分</p>																	

頁	旧	新	摘要
217	<p>なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>う</u>。 <u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>い</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	表記の整理
218	<p>災害時の支援体制</p>	<p>災害時の支援体制</p>	表記の整理